

診断書（成年後見制度用）を作成される医師の方々へ《お願い》

日ごろ、家庭裁判所の業務に対し、ひとかたならぬご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回、成年後見制度を利用するために、先生に成年後見制度用の診断書を作成していただくよう依頼があったと思いますが、診断書作成にあたっては左記の様式を使っていただき、「成年後見制度における診断書作成の手引」（「後見ポータルサイト」[\(https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/\)](https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/) →「手続案内及び各種書式」からダウンロードできます）を参考にしてください。

あわせて、診断書附票の記載もお願いします。診断書附票は、鑑定引き受けの可否等についてお聴きするものです。ただし、全件につき鑑定を実施するとは限りません。

迅速な審理促進のためご協力をよろしくお願い致します。

表面

（家庭裁判所提出用）

診 断 書（成年後見制度用）

1 氏名 第一文
住所
2 医学的診断
診断名（内科能力に異常するものを記載してください）
所見（症状、病歴、検査の病状と関連する所見・検査値など）
各種検査
認知機能検査（MMSE） あり あり 異常なし 異常不明
MMSE あり あり 異常なし 異常不明
脳の構造または機能の異常
 あり あり あり あり あり あり
 なし
その他
知的障害に該当する可能性
 あり あり あり あり
（特記事項）

3 判断能力についての意見
 診断書の作成・内容を自ら理解し、判断することができる。
 支援を受けなければ、診断書の作成・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
 支援を受けなければ、診断書の作成・内容を自ら理解し、判断することができない。
 支援を受けても、診断書の作成・内容を自ら理解し、判断することができない。

3 判断能力についての意見

- 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。 ⇒判断能力が十分見込めます
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。 ⇒補助相当
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 ⇒保佐相当
- 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 ⇒後見相当

（意見）※ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してください。

裏面

（家庭裁判所提出用）

4 鑑定の有無
 あり あり あり あり あり

5 他人との意思疎通の異常の有無
 あり あり あり あり

6 認知力・判断力の異常の有無
 あり あり あり あり

7 知的障害の有無
 あり あり あり あり

8 その他（以上3項目にも判断能力に関して特定の場合となる事象等があれば記載してください。）

参考となる事項（本人の心身の状況、社会的・経済的な生活状況）

※ 「本人情報シート」の提供を 受けた 受けなかった
(受け拒否した場合は、その理由を所見欄に記載した事項欄に記入してください。)

以上のとおり記載します。 年 月 日

鑑医師は診断書の名称・所在地
鑑医師の氏名
所在地
住所

【印刷の注意】

※ 診断書の提出窓口は「公正な第三者による受審センター」(http://www.courts.go.jp/3rdcenter/)からダウンロードできます。
※ 受審となる事象にあたる「本人情報シート」には、本人の判断能力等に關する診断を行う際の判断材料として、本人の生活・経済的な状況を記載する必要があります。診断のあった場合は、診断への活用を依頼してください。
※ 家庭裁判所は、診断書を作成する本人の意思を尊重するに努めます。本人の判断能力の回復を待つことで、本人の判断能力の回復を待つことによる遅延を促すことはありません。

22

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的診断を行う際の参考とさせていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、左記の「 受けた」に（チェック）してください。

なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

※ 依頼者に診断書を交付する際には、合わせて「本人情報シート」も返還していただくようお願いします。